

九州財務局の 災害対応の取組

— 公助の観点から —

令和8年6月11日
第11回くまもと活性化フォーラム



災害の背景/九州財務局の役割(公助)

- 熊本地震から約10年
 - 令和2年7月豪雨など災害の頻発・激甚化
 - 企業活動・地域経済への影響
 - 平時からの備えと連携が重要
- 災害対応は自助・共助・公助
 - 財務局は公的立場からの支援＝公助
 - 財政・国有財産・金融で地域を下支え

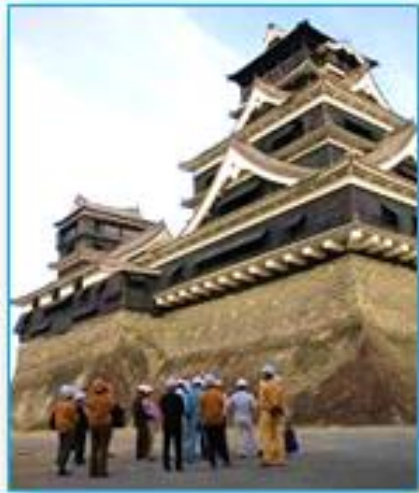
I 財政的な支援(1)

- 災害立会による現地確認
 - － 復旧補助額を迅速・適正に決定
 - － 財政投融资による資金貸付
 - － 復旧事業の起点

～新熊本市民病院～



～熊本城の災害立会～



熊本地震により被災した熊本城の災害査定立会（災害復旧費の決定）

～災害立会イメージ～

地方公共団体等
(申請者)

申請

主務省
(災害査定官)

財務局
(立会官)

派遣

【被災時】

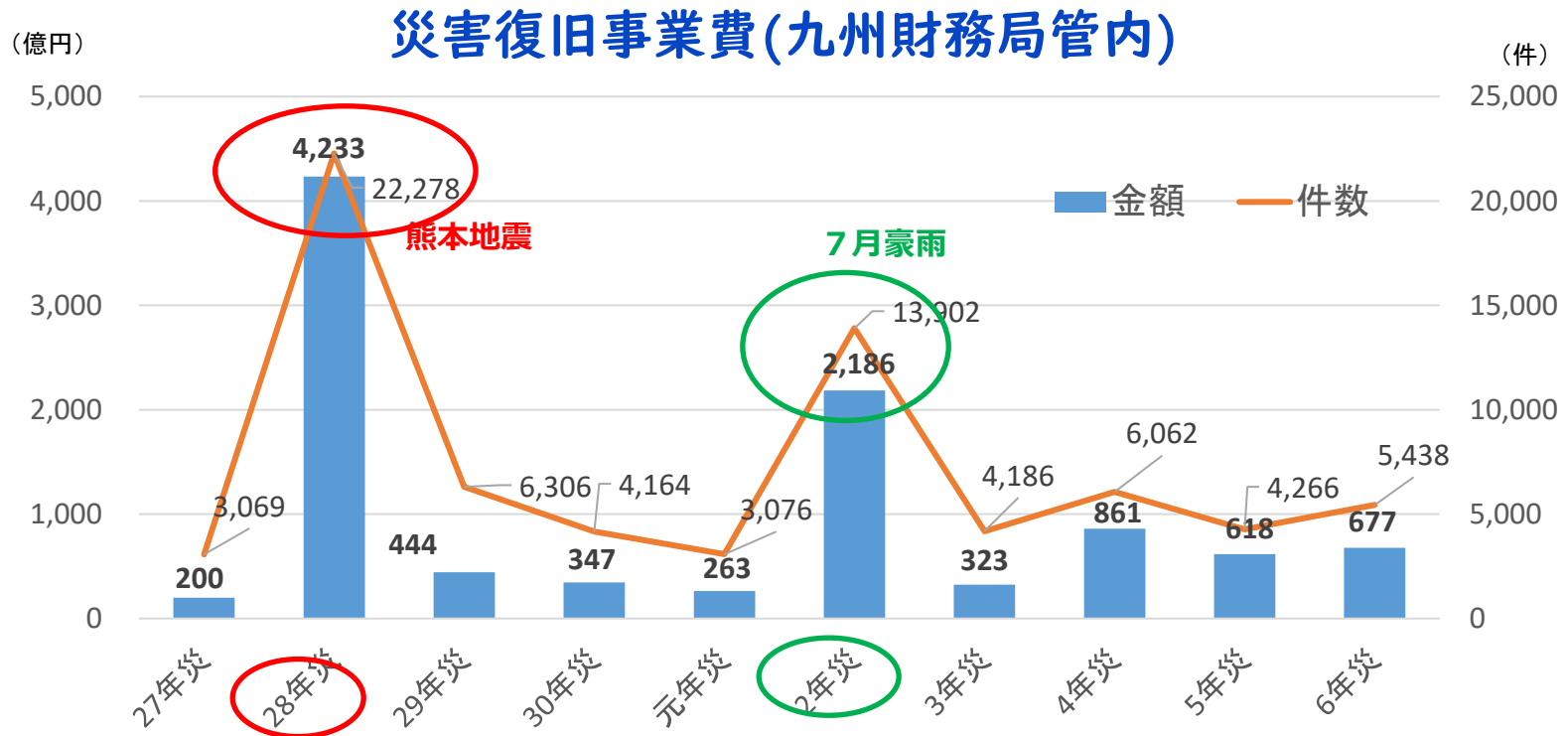


【復旧後】



I 財政的な支援 (2)

- 災害復旧事業費及び件数
 - 平成28年度(熊本地震)2万2,278件、4,233億円
 - 令和2年度(7月豪雨)1万3,902件、2,186億円



Ⅱ 国有財産の活用

- 庁舎・宿舎の避難場所開放
 - 被災車両の仮置き場として提供
 - 軽石仮置き場としても活用
 - 『場所』を補う公助

～合同庁舎を避難所として開放～



合同庁舎の食堂にて、避難者のため炊き出しの準備をする職員

～被災車両仮置き場として国有地を提供～



～軽石の仮置き場として無償貸付した国有地～



～合同宿舎を被災者に提供～



合同宿舎人吉住宅等を提供し、被災者の生活再建を支援

Ⅲ 金融面での支援（1）

資金繰り・生活資金の確保

- 通帳等紛失時の預金払出しに柔軟な対応を要請
- 返済条件見直しを要請
- 住宅再建相談支援

～平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について<抜粋>～

(注)文言は現在一部変更されていますが、趣旨に変更はありませんのでご注意ください。

今回の平成28年熊本県熊本地方の地震による被害により災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関、証券会社等、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者及び電子債権記録機関に要請しました。

また、今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様に金融上の措置を適切に講ずるよう要請しました。

併せて、本要請内容について営業店への周知徹底を図るとともに、災害被災者の被災状況に応じて、きめ細かく弾力的・迅速な対応に努めるよう要請しましたので、お知らせします。

1. 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請

(1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに不応すること。

(2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて不応すること。

<中略>

(8) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

平成28年4月15日
財務省九州財務局長
辻 秀夫
日本銀行熊本支店長
竹内 淳一郎

～「住宅再建無料相談会」を開催～



相談会周知広報用のチラシ



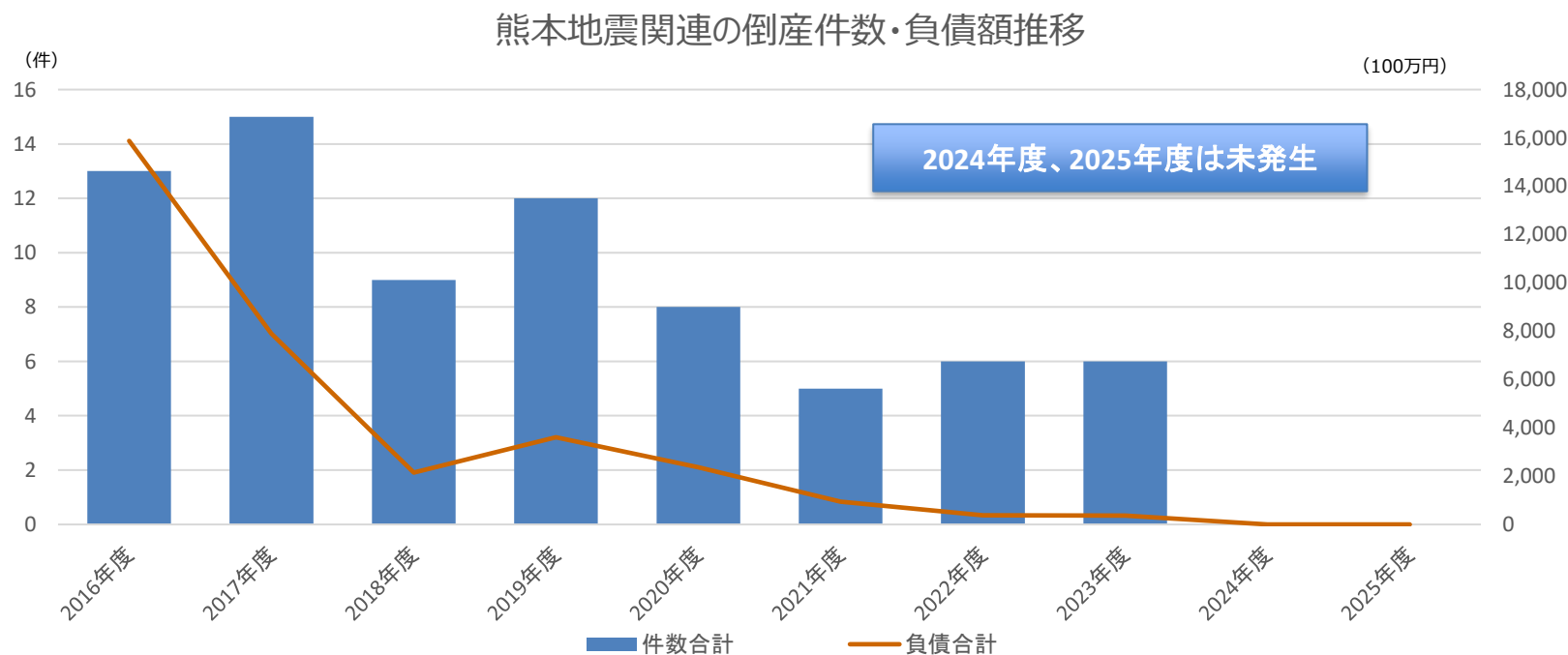
当日の相談会の様子

～「熊本地震からの復旧・復興を支えるための地域金融・経済フォーラム」を開催～



Ⅲ 金融面での支援(2)

- 熊本地震関連の倒産推移(民間調査)
 - － 10年間の関連倒産は全国で74件
 - － 過去の大規模災害と比較して低水準
 - － 制度融資、グループ補助金など資金繰り支援



人的支援（職員派遣）

- 被災自治体へ職員派遣
－ 復旧業務の円滑化を支援

～被災自治体等への職員派遣～



支援物資の搬出・配分作業中の職員

まとめ

九州財務局の災害対応(公助の全体像)

災害
発生

財政支援 (復旧)

国有財産 (場所)

金融支援 (資金)

復旧・復興
(生活・事業再建)

- 財政支援・国有財産・金融支援を一体的に実施
 - 発災直後から復興まで切れ目ない公助
 - 止めない・滞らせない・早く立て直す
 - 平時の備えと連携が重要